

# 相続から学ぶ成年後見制度

相続に備えておくことって？

令和6年4月からの  
「相続登記」義務化って？



「成年後見制度」って  
聞くけど、どんな制度？  
利用するには  
どのようにすれば？

上記のような「相続」，「成年後見制度」について，まずは少し知りたい！  
という県央地域にお住まいの方等，皆様の参加をお待ちしております。

※県央地域：水戸市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村

日時 令和5年 **10月27日** **金**

14：00～16：00（受付 13：30～）

場所 水戸市役所本庁舎4階 中会議室  
（水戸市中央1-4-1）

講師 水戸地方法務局職員

講演 第1部 相続と遺言  
第2部 成年後見制度と権利擁護

<お問合せ・お申し込み先>

**権利擁護サポートセンター**

（社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会）

電話：029-309-5001 FAX：029-309-5525

住所：水戸市赤塚1丁目1番地

メール：kenriyogo@mito-syakyo.or.jp

参加費無料  
定員**90**名  
（事前予約制）

お申し込みは、電話、FAX、メールにて、10月2日（月）から20日（金）までにお申し込みください。

お名前（ふりがな）		
ご連絡先	住所	
	電話	F A X

県央地域の9市町村（水戸市，笠間市，ひたちなか市・那珂市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村）が連携して，地域で生活する方の権利擁護事業の一環として「県央地域成年後見支援事業」に取り組んでおり，水戸市社会福祉協議会が運営しています。